

令和8年度 赤い羽根×福祉の輪づくり運動 特別助成プログラム
「ヤングケアラー」を支える赤い羽根プロジェクト（2次募集）
応 募 要 領

社会福祉法人 山口県共同募金会

1 趣 旨

このプロジェクトは、山口県社会福祉協議会が推進する「第7次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」の中でも特に潜在化しやすく支援の手が行き届いていないとされる「ヤングケアラー」にスポットを当て、地域におけるヤングケアラー及びその家族に対する支援活動の活性化を促進し、ヤングケアラーの負担の軽減を図ることを目的とします。

2 実施主体

社会福祉法人 山口県共同募金会

3 協働実施

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

4 助成対象活動期間

助成決定の日（令和8年8月下旬）から令和9年3月31日(水)まで
ただし、活動内容によっては令和8年4月1日（水）まで遡ることができるものとします。

5 助成対象団体

法人格の有無は問いませんが、民間非営利団体であり、団体名義の預貯金口座を有していることを条件とします。

6 助成対象活動

山口県内で実施する、ヤングケアラー（ヤングケアラーになる可能性のある子どもを含む）の要因となっている家族に対する支援及びヤングケアラーに対する直接的な支援を通じて、ヤングケアラーの負担軽減につなげる活動を対象とします。

【助成対象となる活動例】

- 目の離せない家族（障害のある家族や若年性認知症の父母等）が安心して過ごせる居場所の提供
- ヤングケアラーの幼い弟妹等に対する居場所の提供や育児支援活動
- 外国人世帯のヤングケアラーの日本語を話せない父母が行政窓口等に出向き諸手続きを行う際の支援
- ヤングケアラーのレスパイトのための活動、本人がやりたいことを応援する活動
- ヤングケアラーの居場所づくり
- 関係団体と協働して家族を支援する活動
（社会福祉協議会・NPO 等などが個別のニーズを把握し、専門団体が対象者を支援）

7 対象経費

以下の費用を助成対象とします。

- (1) ヤングケアラー及び家族の支援に必要な備品・消耗品費、印刷費
- (2) ボランティアの交通費（実費）
- (3) ボランティア行事用保険料
- (4) 居場所などに使用する建物の賃借料、備品整備、家賃・光熱費などの経費
- (5) 複数団体が協働して行う際のミーティング経費
- (6) その他本会が認める経費

※ 上記対象経費は、ヤングケアラー当事者及びその家族の支援に関わるものに限ります。

8 対象外経費

以下の経費は助成対象外とします。

- (1) 団体スタッフの人件費
- (2) ボランティア活動保険料
- (3) 活動を実施する上での必要性が乏しいなど本会が対象外と判断する経費
- (4) フードパントリーや日常品等の提供に係る経費

また、行政や他の民間助成団体から委託を受けて行う活動については原則として対象外としますが、この場合にあっても、当該活動の回数や対象者数の拡大を図る取組については助成対象とします。

9 助成額

一団体当たり、20万円を上限とします。ただし、他の団体と協働して行う活動については、上限を30万円とします（※他団体と協働する場合は、代表する団体が申請してください）。

10 応募方法及び助成決定等

(1) 応募期間

令和8年7月15日（水）から8月14日（金）までとします。

(2) 応募方法

応募締切日までに、以下のサイト経由でweb応募フォーム「e応募」（以下「e応募」と言う）にアクセスし、必要事項を記入のうえ、以下のA～Gの書類をアップロードして送信してください。（郵送による応募はお受けできません）

<https://hanett.akaihane.or.jp/josei/yamaguchi/oubo/apply/tokubetsujosei2026-2>

はじめて「e応募」から応募する場合は予め団体登録が必要となりますので、上記URLから「e応募」へアクセスし、「新規登録はこちら」より登録してください。団体登録には、以下の書類をアップロードしていただきます。登録に不備がある場合、応募締切日の当日は対応が出来かねる場合がございますので登録は早めに済ませてください。

■団体登録に必要な提出書類（各ファイル名の最初に以下項目のアルファベットを付してください。）

A	団体の定款、会則、規約のいずれか（Word、Excel、PDF）
B	団体の役員名簿（Word、Excel、PDF）

■本助成応募に必要な提出書類（各ファイル名の最初に以下項目のアルファベットを付してください。）

C	助成応募書【Wordのみ】
D	助成金振込口座の通帳2頁目にある金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかる部分の画像
E	助成により、消耗品以外の備品等を購入する場合のカatalog※
F	助成により、消耗品以外の備品等を購入する場合の見積書※

※ Catalog・見積書は助成希望の活動に消耗品以外の備品等（3万円以上）がある場合に必要です。

※ 入力画面を放置すると登録できなくなりますので、入力画面の最下段の「一時保存」をご利用ください。

※ 「e 応募」にアップロードできるファイルの容量は、1ファイルあたり 5MB までです。

※ 応募の活動内容により、その他の関係資料を求めることがあります。

(3) 審査・決定等

ア 申請内容を本会配分委員会で審査し、本会会長が決定します。助成決定については、8月下旬を予定しており、文書（メール）で決定の可否をお知らせします。

イ 助成金は、助成決定後1週間以内に応募の際に提出いただいた団体の預貯金口座へ振り込みます。

ウ 応募の活動計画の内容に大きな変更がある場合、予め本会へご相談ください。

エ 活動終了後 1 か月以内に活動実施報告書（報告書の様式等は助成決定時にお示しします。）を提出していただきます。

オ 虚偽の申請又は報告があった場合は、助成決定を取り消し、助成金の返還を求めるとなります。

11 問合せ先

社会福祉法人山口県共同募金会

〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館2F

TEL (083) 922-2803 FAX (083) 922-2809

Email yamaguchi@akaihane.net